

住宅ローン控除に係る「調書方式」の取扱開始について

令和4年度の税制改正により住宅ローン控除に係る手続きが見直され、金融機関がお客さまに年末残高証明書を交付する「証明書方式」に代えて、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署が年末残高情報等をお客さまに提供する「調書方式」が新たに導入されることになりました。当金庫におきましても下記の通り「調書方式」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日（月）お借入れ分より

2. 「調書方式」の対象となるお客さま

以下の条件すべてに当てはまるお客さまが対象となります。

(1) 対象物件への居住開始年月日が令和5年1月1日以降の方

(2) 取扱開始日以降に住宅関連資金のお借入れをされ、住宅ローン控除を利用される方

※取扱開始日以降にお借り換えされる方も上記（1）に当てはまる方は対象となります。

3. 「調書方式」のお客さまのお手続き

(1) 住宅ローンをご契約の際に「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号届出書（兼告知書）」をご記入・ご提出いただきます。

※「調書方式」でのお手続きには個人番号（マイナンバー）の提出が必要となります。

(2) マイナポータルを通じて税務署の提供する年末残高情報等を取得のうえ、税務署への確定申告や勤務先への年末調整手続きを行ってください。

4. 「調書方式」の対象とならないお客さま

以下の条件のいずれかに当てはまるお客さまは「証明書方式」でのお手続きとなり、従来通り当金庫が残高証明書を交付いたします。上記の手続きは必要ありません。

(1) 令和6年12月30日（月）までにお借入れをされたお客さま

(2) 居住年月日が令和4年12月31日以前のお客さま

以上